

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年2月8日	栄和タクシー有限公司(法人番号 8140002047670) 代表者鎌谷征史	兵庫県姫路市網干区浜田 106番地6号	本店	兵庫県姫路市網干区浜田宇東森ノ木 106番地6号	輸送施設の使用停止(245 日車)	道路運送法(以下「法」)第 27条第3項	令和3年3月8日及び同年3月18日、法令違反の疑 いを端緒として監査を実施。11件の違反が認めら れた。(1)事業計画の変更認可違反(法第15条第1 項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自 動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条 第5項)、(3)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規 則第24条第1項、第2項)、(4)点呼の記録義務違反 【記録】(運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録義 務違反【記録の改ざん・不実記載】(運輸規則第24 条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反【記録事項 の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(7)乗務 等の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(運 輸規則第25条第3項、第4項)、(8)旅客自動車運 送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針(以下「運転者に対する指導 監督告示」)による運転者に対する指導監督義務 違反(運輸規則第38条第1項)、(9)運転者に対する 指導監督告示による運転者に対する特別な指導 及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状 況】(運輸規則第38条第2項)、(10)点検整備関係義 務違反【定期点整備等の未実施(道路運送車両法 第48条)】(運輸規則第45条)、(11)運行管理者の指 導監督義務違反(指導監督不適切)(運輸規則第48 条の3)	25	25
令和4年2月9日	有限会社京都雅タクシー(法人番号 6130002024144) 代表者奥村仁三和	京都府京都市右京区梅津 堤下町64番地1	本社	京都府京都市右京区梅津堤下町64-1	警告	道路運送法第27条第3項	令和3年10月6日、長期未実施を端緒として監査を 実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録 義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事 業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項、第4 項)、(2)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記 載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	0	0
令和4年2月9日	有限会社湖西交通(法人番号 3160002004550) 代表者山口大介	滋賀県大津市坂本7丁目 33番6号	本社営業所	滋賀県大津市坂本7丁目33番6号	輸送施設の使用停止(20日 車)	道路運送法第27条第3項	令和3年7月1日、長期未実施を端緒として監査を 実施。4件の違反が認められた。(1)「旅客自動車 運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、 事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間 に係る基準」の遵守違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、 疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5 項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記 載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(4)旅 客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に 対して行う指導及び監督の指針による運転者に 対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	2	2
令和4年2月15日	大阪山陽タクシー株式会社(法人番 号7120001050926) 代表者荒木素 直	大阪府大阪市西淀川区姫 島2丁目15番28号	本社	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目15番 28号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年 以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監 督の指針」による運転者に対する指導監督義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年2月15日	ナショナルタクシー株式会社(法人番号2120001015801) 代表者金田隆司	大阪府大阪市城東区成育2丁目8番3号	本社	大阪府大阪市城東区成育2丁目8番3号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和4年2月16日	日進交通株式会社(法人番号9120001021231) 代表者辻豊	大阪府大阪市平野区加美鞍作2丁目3番2号	本社	大阪府大阪市平野区加美鞍作2丁目3番2号	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第27条第3項	令和3年7月28日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)「運転者に対する指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	3	3